

国家資格「情報処理安全確保支援士」

よくあるご質問

1. 制度全般に関すること

Q. 情報処理安全確保支援士になることができる人は誰ですか？

A. 情報処理安全確保支援士の欠格事由に該当しない方で、平成29年度春期から実施予定の「情報処理安全確保支援士試験」に合格された方及び「情報処理安全確保支援士試験合格者と同等以上の能力を有する者」として経済産業大臣が認める方が、情報処理安全確保支援士の登録を受けることができます。

また、経過措置として、情報セキュリティスペシャリスト試験及びテクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験に合格されている方につきましては、制度開始から2年間に限り情報処理安全確保支援士試験に合格したものとみなされ、登録申請が可能です。

Q. 「情報処理安全確保支援士の欠格事由」とはどのようなものですか？

A. 情報処理の促進に関する法律（以下、情促法といいます。）第8条により、以下のいずれかに該当する場合は、情報処理安全確保支援士になることができないとされています。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③ 情促法の規定、刑法第168条の2及び第168条の3の規定並びに不正アクセス行為の禁止等に関する法律第11条、第12条及び第13条の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ④ 情促法第19条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

Q. 「情報処理安全確保支援士試験合格者と同等以上の能力を有する者」とはどのような人ですか？

A. 現在、経済産業省で検討を進めており、決定次第、IPAのウェブサイトでも情報提供を行う予定です。

2. 登録に関すること

Q. 情報処理安全確保支援士試験に合格した後、登録する期限はありますか？また、登録しない場合、試験合格は無効になりますか？

A. 登録の期限はありません。また、登録しないことにより試験合格が無効になることはありません。ただし、登録をしないと、「情報処理安全確保支援士」の名称を使用することはできませんのでご注意ください。（情報処理安全確保支援士でない方が資格名称を使用した場合、30万円以下の罰金となります。）

Q. 経過措置対象者の場合、登録が取り消されたあとに再登録は可能でしょうか？

A. 経過措置対象者の場合、登録申請できるのは2年間です。登録が取り消された場合は、その後2年間登録ができませんので、再登録するためには、新たに支援士試験に合格することが必要となります。

Q. 登録申請の手続きを教えてください。

A. 登録申請の手続きや必要となる書類につきましては、[「登録の手引き」](#)をご参照ください。

Q. 登録申請書の「情報処理安全確保支援士となる資格」欄で、経過措置対象者の場合は、「1.」「2.」どちらを選択すればよいでしょうか？

A. 経過措置対象者の方は、「1.情報処理安全確保支援士試験合格」を選択してください。また合格証書番号も記入願います。

【記入例】

○ 1. 情報処理安全確保支援士試験合格

(合格者番号：第SC-20XX-XX-XXXX)

Q. 登録申請書に貼り付ける登録免許税の収入印紙に押印（割印）は必要ですか？

A. 絶対に押印（割印）をしないでください。押印されると、収入印紙が無効となります。

Q. 登録申請書は、両面印刷する必要はありますか？

A. 両面印刷、片面印刷どちらでも構いません。

Q. 登録するためには、費用はいくらかかりますか？

A. 登録のためには、登録免許税（9,000円）と登録手数料（10,700円）の納付が必要となります。登録免許税（9,000円）は、郵便局等で「収入印紙」を購入し、登録申請書に貼付してください。また、登録手数料（10,700円）については、IPAの指定する銀行口座にお振込みいただき、その証明書類を登録申請書に貼り付けする方法で納付することになっています。

Q. 登録手数料を会社負担としたいのですが、会社口座から複数人分をまとめて振り込むことは可能でしょうか？

A. 個別にお問い合わせください。

Q. 「住民票」はどこまでの表記が必要ですか？

A. ご提出いただく住民票は、申請者個人のもので、「世帯主・続柄」、「本籍・筆頭者」の記載は省略していただいて構いません。また、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものをご用意ください。

Q. 「登記されていないことの証明書」はなぜ必要なのですか？どこで取得できますか？

A. 平成12年4月1日以降、支援士の欠格事由である「成年被後見人、被保佐人」に該当していないことを証明するために必要となります。東京法務局、全国の法務局・地方法務局（本局）で取得できます。なお、証明事項は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことのみで結構です。「本籍」の記載は省略していただいて構いません。

Q. 「身分（身元）証明書」はなぜ必要なのですか？どこで取得できますか？

A. 平成12年3月31日以前に支援士の欠格事由である「成年被後見人、被保佐人」に該当していないことを証明するために必要となります。申請者の本籍地の市区町村で取得できます。運転免許証や健康保険証などのコピーではありませんので、ご注意ください。

Q. 「登録事項等公開届出書」で提出した内容を変更することは可能でしょうか？

A. 「登録事項等公開届出書」に変更後の内容を記入し、郵送により再提出をお願いします。再提出された内容が有効となります。

Q. 申請後に住所の変更、勤務先名の変更などがあった場合は、どうしたらいいですか？

A. 「連絡先等変更届出書」に、変更前後の内容を記入し、郵送により提出をお願いします。

Q. 数年おきに更新の手続きは必要ですか？

A. 登録の有効期限はありませんので、更新の手続きは不要です。ただし、情報処理安全確保支援士としての義務（信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、講習受講義務）に違反した場合は、経済産業省により「資格名称の使用の停止」又は「登録の取消し」を命じられることがあります。登録が取り消された場合、その後2年間は登録することができなくなります。

3. 講習に関すること

Q. 情報処理安全確保支援士の講習受講義務とはどのようなものですか？

A. 毎年1回（6時間）のオンライン講習と3年に1回（6時間）の集合講習の受講が義務付けられます。また、試験合格日から登録日までの期間が3年を超えている方につきましては、最新の知識・技能のアップデートを図っていただく趣旨から、登録後1年以内にオンライン講習1回と集合講習1回を受講し、その後は、毎年1回のオンライン講習と3年に1回の集合講習を受講していただくこととしております。

Q. 講習の内容はどのようなものですか？

A. 講習の科目及び内容は以下のとおりです。

①サイバーセキュリティに関する知識

攻撃手法及びその技術的対策、情報セキュリティ関連制度等の概要及び動向

②サイバーセキュリティに関する技能

脆弱性・脅威の分析、情報セキュリティ機能に関する企画・要件定義・開発・運用・保守、インシデント対応、情報セキュリティ管理支援

③情報処理安全確保支援士として遵守すべき倫理

倫理的責任と義務、法令遵守・契約履行

毎年異なる内容を学習していただくとともに、最新の動向を反映するべく教材の見直しも毎年行います。また、集合講習においては、ケーススタディによるグループ演習を中心とした内容となります。

Q. 講習を受講するためには、費用はいくらかかりますか？

A. オンライン講習はA、B、C各コース2万円、集合講習は8万円です。詳しくは、[講習のご案内](#)をご覧ください。

Q. 既に登録を受けている人が、講習の受講に代えて、情報処理安全確保支援士試験に再度合格することで、資格を維持することはできますか？

A. 既に登録を受けている情報処理安全確保支援士の方が、情報処理安全確保支援士試験に再度合格し、その合格をもって新たに登録手続きを行うことは可能です。この場合の手続きや講習受講義務の取扱いは以下のとおりとなります。

- ・新たな合格をもって登録する際には、新規登録の扱いとなります。従前の登録に係る削除申請（情報処理の促進に関する法律施行規則第24条）と新規の登録申請を同時に行う必要があります。その際、改めて登録免許税、登録手数料の納付も必要となります。
- ・この場合の削除申請に限り、業を廃止しようとする日（従前の登録の消除日）が新しい登録日の前日となりますので、実質的に登録期間を継続した状態とすることができます。
- ・登録年月日及び登録番号は新しいものになります。
- ・登録を受けている間は、法令に定められた内容に応じ所定の講習の受講義務が生じますが、削除申請により業を廃止した日をもって、その登録に係る講習受講義務は消滅します。
- ・ご不明な点は、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

HRDイニシアティブセンター 情報処理安全確保支援士グループ

Tel : 03-5978-7561 E-mail : riss-info@ipa.go.jp

Q. 期限までに情報処理安全確保支援士の講習を受講しなかった場合はどうなりますか？

A. 経済産業省により「資格名称の使用の停止」又は「登録の取消し」の処分が命じられます。

①支援士試験合格者

- ・資格名称の使用の停止の場合は、経済産業大臣がその期間を定めることとなっておりますので、基本的には期間満了をもってその状態から復帰することになります。
 - ・登録を取り消された場合は、2年間は再登録できません。
- なお、支援士試験の合格そのものは有効ですので、再登録の際に再度支援士試験を合格していただく必要はございませんが登録免許税、登録手数料、その他書類は再度必要です。

②経過措置対象者

- ・資格名称の使用の停止については、①と同様です。
 - ・登録を取消された場合は、①と同様に、2年間は再登録できません。
- 再登録が可能になるタイミングでは経過措置の適用期間が終了しておりますので、再度登録するには支援士試験に合格して手続きをしていただく必要があります。

Q. 障がいを持つ場合でも集合講習は受講できますか？

A. 受講いただけます。受講に際しての配慮をご希望の場合は、情報処理安全確保支援士グループまでご連絡ください。

HRDイニシアティブセンター 情報処理安全確保支援士グループ

Tel : 03-5978-7561 E-mail : riss-info@ipa.go.jp

Q. 集合講習の開催場所と日程を教えてください。

A. IPAが委託する講習運営事業者から、支援士宛に個別にご案内のメールをお送りします。

なお、開催場所は全国主要都市を予定しています。

Q. 講習費用は事前に3年分一括して支払う必要がありますか？

A. 講習受講料のお支払いは、3年分事前に一括ではなく各講習を受講していただくタイミングとなります。

お支払い方法については、IPAが委託する講習運営事業者から個別にご連絡しますので、所定の手順に則りお手続きください。

Q. 講習修了証はいつ発行されますか？

A. 講習修了証は、毎年の受講義務分の受講を修了していただいたタイミングで、その都度交付します。
なお、講習修了証がお手元に届くまでには、1～2か月ほどお時間を頂戴することがございます。

4.資格名称・ロゴマークの使用に関すること

Q. いつから「情報処理安全確保支援士」を名乗ってよいのですか？

A. 登録簿への登録を受けた時点からとなります。通常4月1日又は10月1日からとなります。

Q. 履歴書や名刺への書き方を教えてください。

A. 情報処理安全確保支援士の方は、「情報処理安全確保支援士（通称 登録情報セキュリティスペシャリスト〔登録セキスペ〕）」の名称を履歴書や名刺等へ記載することが可能です。

【記載例】

登録情報セキュリティスペシャリスト（登録番号 XXXXXX）

情報処理安全確保支援士（登録番号 XXXXXX）

なお、情報処理安全確保支援士試験（通称 情報セキュリティスペシャリスト試験）の合格後、未登録の方については、[よくある質問](#)（「7. その他」）をご参照ください。

Q. ロゴマークはいつから利用できますか？また、誰でも利用できますか？

A. 主に利用可能な方は以下の通りです

- ①情報処理安全確保支援士（有資格者） ご本人
- ②情報処理安全確保支援士の所属する組織、企業

（報道関係者・学校関係者その他の方が法令に基づいて本ロゴを適法に使用することを妨げません）

それぞれの利用規約をご参照の上、すべての事項に同意いただいた場合は利用可能です。

①の方が、自身が資格保持者であることを示すために利用（名刺への印刷等）する場合は、登録簿への登録を受けた時点から利用可能となります。

②の方は利用申請書に必要事項をご記入の上、IPAに送付してください。後日ご連絡いたします。

詳しくは[こちら](#)の利用規約をご覧ください。

5.その他

Q. 登録手数料等は消費税の課税対象ですか？

A. 情報処理安全確保支援士試験受験手数料、登録手数料、講習受講料は非課税です。

Q. 領収書は発行できますか？

A. 登録手数料分（10,700円）は希望者に発行しています。詳しくは登録の手引き（p.7【領収書】）をご参照ください。

なお、登録免許税分（9,000円）はIPAでは発行できませんので、申請者ご自身により、収入印紙を購入した際の領収書及び収入印紙を張り付けた申請書のコピーを保管のうえ、ご対応ください。